

平成26年度 第2回 橋本市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成27年 1月 29日(木) 14:00～15:00 橋本市役所 市長応接室	
出席委員氏名	藤井 幹雄(委員長) 濱田 学昭(副委員長) 鈴木 秀幸	
審議対象期間	平成26年4月 1日 ～ 平成26年 9月30日	
抽出案件	総件数 3件	審議事項 (1)平成26年度上半期の入札・契約結果について (2)定例報告(平成26年度上半期) ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧 ③入札参加資格停止等の運用状況一覧表 (3)抽出事案について (4)その他
制限付一般競争入札	1件	
工事希望型競争入札	1件	
指名競争入札	1件	
随意契約	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	特になし	

意見・質問	回答
○平成26年度上半期入札・契約結果について	
<p>1. 指名競争入札において不成立となった土木一式工事とは？</p> <p>工事自体はスムーズに進んでいるのか？</p> <p>1者だけに対して見積りを徴したのか？</p> <p>最も安価な額を提示した業者と契約したのか？</p> <p>2. 指名競争入札に付した塗装工事の内容は？</p> <p>橋梁はいくつかあるのか？</p> <p>場所はどこか？</p> <p>3. 制限付一般競争入札に付した2件の電気工事の内、1件の落札率が68.5%であるが、低入となったのか？</p> <p>残り1件の電気工事が不成立となった理由は？</p> <p>不成立となったその後はどうしたのか？</p>	<p>JRに近接した案件であり、JRにも登録がある業者を指名することが、JRからの条件でした。したがって本市・JR両方に登録がある業者を9月定期入札会にて指名しましたが、結果は全社辞退のため、入札不調に終わりました。最終的には、10月に随意契約にて業者を決定しました。</p> <p>工事の進捗状況は良好です。</p> <p>5者から見積りをとりました。</p> <p>はい、そうです。</p> <p>橋梁の塗装工事です。</p> <p>一橋です。</p> <p>小原田の南海高野線に架かる橋です。</p> <p>はい。落札率が83%を下回ったため、低入札価格調査制度の対象となりました。</p> <p>参加業者が1者であったためです。</p> <p>指名競争入札にて業者を決定しました。</p>
○定例報告(平成26年度上半期)	
<p>1. 公園長寿命化整備(その3)及び(その4)工事の主な工事内容は？</p> <p>それぞれ別の公園を整備するのか？</p> <p>2. (株)綜企画設計が大阪府知事から建築士事務所の閉鎖処分を受けたことを理由に、橋本市においても入札参加資格停止処分を受けている。停止期間が明けた後は、事務所は閉鎖されているが、入札参加資格はあるのか？</p> <p>本社が東京にあるが、大阪府知事から処分を受けているので、複数ある支店の内、大阪にある支店が直接処分を受けているのではないのか？</p> <p>和歌山県も橋本市と同様に、(株)綜企画設計に対して入札参加資格を停止させているのか？</p> <p>県の処分は今解けているのか？</p>	<p>階段のスロープ化、遊具の取替えや防護柵の設置などです。</p> <p>はい。それぞれの工事において、複数の公園を整備しています。</p> <p>事務所が閉鎖されている間、橋本市における入札に参加することはないと考えられますが、参加資格はあります。</p> <p>おそらくその通りだと思われます。直接調査を行っている訳ではないため、詳細は把握していません。</p> <p>今回の橋本市における入札参加資格停止などの処分は、和歌山県の停止処分に準じて実施しています。したがって、和歌山県も本市と同様に入札参加資格停止処分を行っています。</p> <p>はい。停止期間は終了しています。</p>

意見・質問	回答
<p>○抽出事案について</p> <p>【制限付一般競争入札】</p> <p>橋本こども園新築工事</p> <p>1. 入札参加資格要件(9)は、応其並びに橋本こども園それぞれの機械設備工事・電気設備工事の内、1件でも落札予定者となれば、橋本こども園新築工事の入札には参加できないという解釈でいいのか？</p> <p>こども園に係る制限付一般競争入札の中で、橋本こども園新築工事が一番早い入札であったのか？</p> <p>機械設備・電気設備工事の落札予定者は、実際に参加していないのか？</p> <p>2. 工期が平成27年2月15日までとなっているが、進捗状況はいかがなものか？</p> <p>やむを得ない場合は変更契約により、工期延長をするのか？4月1日から園児を募集するので、間に合わなければ大変ではないか？</p> <p>建築工事の遅れは電気・機械設備工事にも影響がでるのでは？</p> <p>3. こども園とは、幼稚園と保育園を合わせた新しい施設なのか？</p> <p>建物としての特徴は何かあるのか？</p>	<p>はい、その通りです。</p> <p>いえ、全6件あるこども園関連の制限付一般競争入札において、5番目に実施された案件です。</p> <p>はい、そうです。</p> <p>少し遅れています。</p> <p>はい、その通りです。</p> <p>はい。そのため工期をあまり延長する訳にはいきません。</p> <p>はい、そうです。幼保一元化事業の一つです。</p> <p>幼稚園児用の部屋と保育園用の部屋を分けて用意するなど、延長保育などにも適切に対応できるようにしています。</p>
<p>【工事希望型競争入札】</p> <p>区画整理④ゾーン配水管布設工事</p> <p>1. 工事希望型競争入札で落札した手持ち工事が累計3件のため、1者無効となったとの説明を受けた。このように手持ち工事の制限により、無効となることはよくあるのか？</p> <p>2. 最も高い応札額と最も低い応札額との差が、約10万円と大差ないが、よくあることなのか？</p>	<p>手持ち工事が3件以上あるにも関わらず、業者が応札するケースは原則としてありません。しかし、今回の様に同じ定期入札会において、先に開札される他の案件を落札したため、その時点で手持ち工事が3件となり、無効となるケースは多々あります。</p> <p>この入札は失格業者もおらず、最終的にもくじ引きとなった珍しいケースです。</p>

意見・質問	回答
<p>【指名競争入札】 橋本こども園電気設備工事</p> <p>1. 辞退した業者は、橋本市の正式な様式である辞退届を提出したのか？</p> <p>2. 予定価格と同額で応札した業者が3者あり、計算対象外となっている。計算対象外とは、最低制限価格を算定するための計算から、最も高い応札額を除外するだけという考え方でよいのか？</p> <p>3. この工事の設備は配線だけなのか？</p> <p>4. 暖房は電気か？</p> <p>5. ソーラーはあるのか？</p>	<p>はい、そうです。</p> <p>はい、そうです。もし最も高い応札額が複数ある場合は全て、最低制限価格を算定するための計算の対象から外れます。</p> <p>キュービクルといった電気設備もありますが、概ね配線の工事となります。</p> <p>はい、そうです。</p> <p>ソーラーはつけません。</p>
<p>○その他 その他で何かありますか？</p>	<p>特にありません。</p>